

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	特定疾病の認定	
根 拠 法 令	国民健康保険法施行令	
根 拠 条 項	第29条の2第8項	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
審 査 基 準	基 準	<p>国民健康保険法施行令第29条の2第8項 長期間にわたって著しく高額な治療費が必要となる特定の疾病（厚生労働大臣が定める治療を要すること）については、高額療養費制度の特例により自己負担が軽減されます。 【厚生労働大臣が認める治療】 人工腎臓を実施している慢性腎不全 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第 因子障害または先天性凝固第 因子障害 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIVを含み、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症に関する治療を受けている人に限る。）</p> <p>特定疾病に係る保険者の認定 国民健康保険法施行規則第27条の13第1項 令第29条の2第8項の規定による保険者の認定を受けようとする世帯主は、特定疾病認定申請書を保険者に提出しなければならない。 添付書類 上記の疾病にかかっていることに関する医師又は歯科医師の意見書 その他当該疾病にかかっていることを証する書類</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 即日
	（設定しないものについてはその理由）	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

審査基準	基準	<p>高額療養費算定基準額 国民健康保険法施行令第29条の3第9項 1万円〔 に該当しない人〕 2万円〔人口腎臓を実施している慢性腎不全患者のうち、70歳未満の上位所得者（令第29条の3第1項第2号に該当）に該当する人。〕</p> <p>特定疾病受療証の交付 国民健康保険法施行規則第27条の13第4項 世帯主からの申請に基づき、認定を行ったときは、保険者は特定疾病療養受療証を厚生労働大臣の定める疾病ごとに交付しなければならない。</p>
------	----	--